

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9月12日

河合町長 清 原 和 人

河合町条例第19号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年7月河合町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。